

大中小型まき網漁業との調整について

【内 容】

令和8年6月10日に開催されました「中部日本海まき網漁業協議会船主部会」に出席し、「大中小型まき網漁業との調整を考える会」からの要望書を提出しましたので、その概要を報告します。

【添付資料】

- | | |
|---------|---|
| 報 告 資 料 | 申入書類：京都府沿岸漁場における操業自粛
決議事項の遵守等について |
| 参 考 資 料 | 大中小型まき網漁業との調整について
(中部日本海まき網漁業協議会船主部会の結果
概要) |

令和 8 年 6 月 1 0 日

中部日本海まき網漁業協議会
会 長 石 井 功 様

「大中型まき網漁業との調整を考える会」

座長 葭 矢 護

京都府沿岸漁場における操業自粛決議事項の遵守等について

初夏の候 益々御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、貴協議会が平成 18 年に行われた京都府漁業者との漁場利用に関する話し合いで操業自粛を決議されてから 20 年が経過しました。本会は貴協議会に対し、決議された操業自粛事項の遵守や徹底を毎年依頼しているところ です。

これまでから京都府沿岸域で安全な航行・操業に御配慮いただき、近年では大きなトラブルも無く大変感謝しているところではありますが、過去には貴協議会所属のまき網船に、操業中の京都府はえなわ漁業者が漁船ごとまかれる事案が発生しており、レーダー、無線機器等に加えて AIS(船舶自動識別装置)を利用すれば、確実に航行等の安全に役立ちますので、特に「京都府沿岸域で航行・操業する際は AIS を作動させ、事故防止・安全航行に努めること」を引き続き要望いたします。

なお、まき網操業区域内で操業する京都府所属の漁船については、行政、漁業者団体からも AIS の搭載、作動について推進していくこととしております。

また、白石礁の操業自粛期間について、平成 28 年以降、「10 月～11 月末」から「11 月～12 月末」へ変更の上、要望しているところですが、御存知のとおり 12 月のブリの漁獲は、京都府沿岸漁業におきましては非常に重要でありますので御配慮をお願いいたします。

加えて、舞鶴湾内では、「丹後とり貝」や、カキ類等の貝類養殖が盛ん

に行われており、まき網船の出入港と養殖業者の洋上作業時間が重複することがあります。普段は静穏な湾内で、大きな船が速度を上げて航行されますと波浪により、養殖業者等が海中に転落する事故、又養殖施設等も破損するおれもありますので、湾内の航行速度については、特段の御配慮をお願いいたします。

本年も下記の決議事項 1～4 に加え、本会の要望事項 5～8 について御確認いただき、御協力並びに貴協議会会員への周知について、よろしくお願いいたします。

記

【決議事項】

- 1 大グリ、冠島周辺において3月～4月末まで、11月～12月末までは、地元船等に配慮して操業を自粛する。
 - 2 禁止ライン付近では、魚群探査など操業に関連するような紛らわしい行動をとらない。
 - 3 地元船が操業中においては、まき網の操業を配慮する。
 - 4 舞鶴港等への出入港時には、他の海上作業等にも配慮して、低速(8ノット以下)で航行し、事故防止に努める。
-

【要望事項】

- 5 海上運航、操業時の安全確保から、京都府沿岸域で航行・操業する際は、レーダー、無線機器等に加え AIS(船舶自動識別装置)を作動させ、事故防止・安全航行に努める。
- 6 マダイ資源を保護するため、マダイ産卵親魚の漁獲については、まき網の操業を配慮する。
- 7 白石礁周辺において11月から12月末までは、地元船等に配慮して操業を自粛する。
- 8 テンバグリ・シモグリ周辺においては、いか釣り等の操業中は操業を配慮する。

操業の自粛をお願いする海域

[対象海域]

▼白石礁周辺

11月～12月末の期間

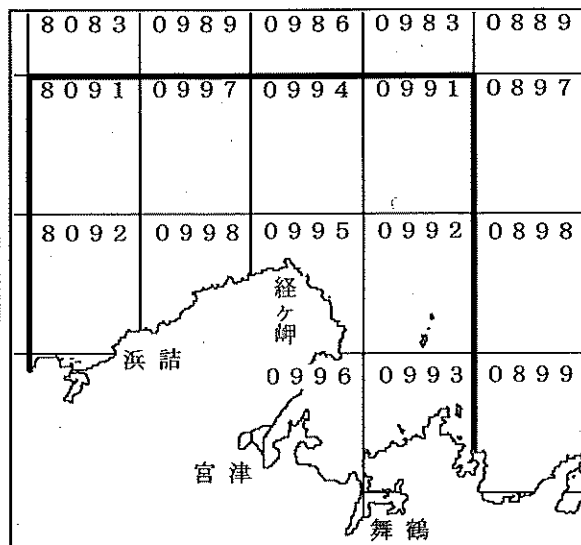
▼大グリ及び冠島周辺

3月～4月末の期間

11月～12月末の期間

▼テンバグリ・シモグリ周辺

いか釣等の操業中は、
御配慮をお願いします。



緯度・経度 (世界測地系)

白石礁周辺

A	35-49.77	135-16.69
B	47.67	17.18
C	47.25	15.31
D	48.37	14.65

大グリ周辺

A	35-43.89	135-26.79
B	42.54	26.31
C	43.21	24.95
D	44.04	25.71

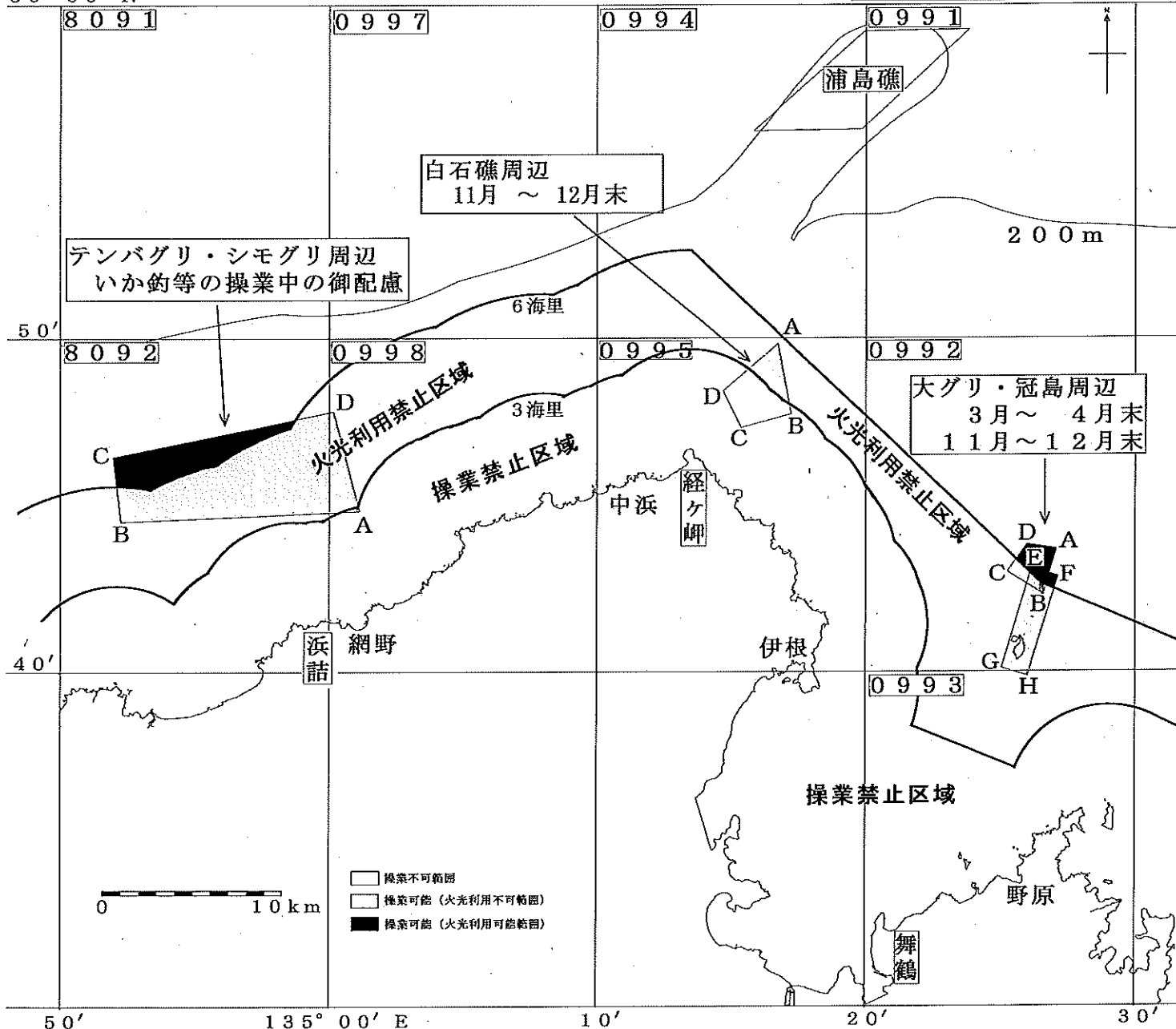
冠島周辺

E	35-43.33	135-25.84
F	43.05	26.83
H	40.11	25.75
G	40.37	24.78

テンバグリ・シモグリ周辺

A	35-44.89	135-01.43
B	44.69	134-52.93
C	46.64	134-52.68
D	47.89	135-00.43

36° 00' N



※ ABCD : 京都府漁場利用協定区域

EFHG : 京共第7号共同漁業権



大 中 型 ま き 網 漁 業 と の 調 整 に つ い て

(中部日本海まき網漁業協議会船主部会の結果概要)

- 1 開催日時 令和8年6月10日(水) 午後4:10～5:00
- 2 開催場所 石川県金沢市昭和町16-3 ANAクラウンプラザホテル金沢
- 3 出席者

水産庁職員、石川県職員、島根県職員、(一社)全国まき網漁業協会、日本遠洋旋網漁業協同組合、西日本魚市(株)、山陰旋網漁業協同組合、日本海大中型まき網漁業者協議会、中部日本海まき網漁業協議会、同協議会会員5社(石巻漁業(株)、東洋漁業(株)、若葉漁業(株)、共和水産(株)、東海漁業(株))及び1組合(輪島漁業生産組合)

※京都海区漁調委からは、葭矢会長、本多事務局次長が出席

4 要望活動

大中型まき網漁業との調整を考える会を代表し、葭矢座長が、要望書、別添海域図、京都府海面の操業ルール等を用いて、中部日本海まき網漁業協議会へ下記の決議事項の確認と、要望事項について申し入れを行いました。

【決議事項】

- (1) 大グリ、冠島周辺において3月～4月末まで、11月～12月末までは地元船等に配慮して操業を自粛する。
- (2) 禁止ライン付近では、魚群探査など操業に関連する紛らわしい行動をとらない。
- (3) 地元船が操業中においては、まき網の操業を配慮する。
- (4) 舞鶴港などの出入港時には、他の海上作業等にも配慮して、低速(8ノット以下)で航行し、事故防止に努める。

【要望事項】

- (5) 海上運航、操業時の安全確保から、京都府沿岸域で航行・操業する際はレーダー、無線機器等に加えAIS(船舶自動識別装置)を作動させ、事故防止・安全航行に努める。

- (6) マダイ資源を保護するため、マダイ産卵親魚の漁獲については、まき網の操業を配慮する。
- (7) 白石礁周辺において11月から12月末までは、地元船等に配慮して操業を自粛する。
- (8) テンバグリ・シモグリ周辺においては、いか釣り等の操業中は操業を配慮する。

5 結果概要

出席者からの主な意見は以下のとおりです。

- ・近年、主要魚種であるブリについては、京都府沖への回遊が少なく、まき網船の操業や舞鶴漁港への水揚げも減少傾向にあるので、トラブル等はあまり起きていないと認識している。
- ・要望事項(7)について、11月から12月の年末の時期は、収益面で重要な時期であるため、白石礁周辺での操業の完全自粛は難しい。
- ・要望事項(4)について、舞鶴港などの出入港時や、その他の海域での操業、航行時などにおいても、安全を最優先し十分配慮をする。

6 て ん 末

申し入れの内容については、中部日本海まき網漁業協議会が関係船団の会員と協議の上、結論をまとめて後日文書で回答されます。